

後期高齢者医療被保険者のみなさまへ

1 後期高齢者の保険料が特別徴収（年金から天引き）されている皆様へ

平成30年度の保険料については、7月に保険料額決定通知書をお送りしお知らせしたところですが、特別徴収をされている方は、「仮徴収」として4月・6月・8月の年金振込時に前年度2月と同額をお支払いいただき、10月・12月・2月は「本徴収」として残りの保険料額を分割してお支払いいただくことになっております。

このため、平成29年度よりも平成30年度の保険料額が増える方（軽減特例の見直し対象となった方、前年の所得が増えた方）の実際の引き落とし額が増えるのは、10月からです。

このような制度となっているのは、算定した保険料を間違いなく徴収するための事務処理に必要なお時間をいただくためです。このためお支払いいただく額が平準化されず、大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解いただきますようお願ひいたします。

【平成30年度の保険料の引き落とし金額】

4月	6月	8月	10月	12月	2月
<————→			←————→		
前年度2月と同額			残りの保険料を3等分		

※引き落とされる保険料額については、保険料額決定通知書でご確認ください。

2 かかりつけ薬局を持ちましょう

いつも利用する「かかりつけ薬局」があると、薬歴（薬の服用記録）管理や、飲み合わせによる副作用の防止など健康管理をサポートしてくれます。かかりつけ薬局を持ちましょう。

3 お薬代負担軽減のご案内

ジェネリック医薬品に切り替えてお薬代が安くなる可能性がある方へ、参考までにどのくらい安くなるのか「お薬代負担軽減のご案内」を10月に送付します。ジェネリック医薬品の利用を希望する方は、医師や薬剤師にご相談ください。

詳しくは、東通村税務住民課国保グループまたは青森県後期高齢者医療広域連合までお問い合わせください。